寄稿2

特許訴訟に「裁判所の友」は必要か

米国特許訴訟における アミカスキュリエ制度について-

審査第一部アミューズメント 審査官 加藤 範久

米国訴訟制度には「裁判所の友」とも訳されるアミカスキュリエ制度が存在する。アミカスキュリエ 制度とは一体どのような制度で、実際に「裁判所の友」として機能しているのであろうか。また、この 制度は特許訴訟においてどのような役割を果たしているのだろうか。本稿では、アミカスキュリエ制度 一般について紹介すると共に、近年の米国における特許事件の連邦最高裁判決を通して、アミカスキュ リエ制度が特許訴訟において果たしている役割について論じる。また、最後に日本版アミカスキュリエ ... 制度の導入の可能性についても言及する。

1. はじめに

「米国政府がUSPTOと戦っている―しかも戦いの場は 訴訟。 同僚からこんなセンセーショナルな話を聞いたの は2011年4月のことだった。米国政府が、同じ政府内の 一機関であるUSPTOと訴訟の場で戦う―このようなシー ンは日本ではなかなか想像しにくい。聞くとその同僚は米 国には「アミカスキュリエ」という制度があり、裁判所に 対して訴訟当事者以外の第三者が意見書を提出できるのだ という。そのアミカスキュリエとして米国政府が当時控訴 審を審理していたCAFC (Court of Appeals for the Federal Circuit:連邦巡回控訴審裁判所)にUSPTOの見 解とは異なる意見書を提出したのだそうだ。

冒頭の言葉は、単離DNAの発明の特許適格性が争われ た事件での一幕を誇張して表現したものある。しかし、現 にこの事件で米国政府は「アミカスキュリエ」として訴訟 の場に登場し「アミカスブリーフ」という武器を使って USPTOが以前より採っていた「単離DNAは特許適格性 を有する」という実務を真っ向から否定したのである。そ の後、この事件はCAFCでは決着がつかず上訴され、戦 いの場は最高裁へと進んでいくことになる。一方、筆者は 米国留学の機会に恵まれ、米国の知財制度について研究を する機会を得た。さらに、ちょうど研究中に先の事件の最 高裁判決が出るという幸運にも恵まれた。本稿は、渡米前 からこのアミカスキュリエ制度に興味を持っていた筆者 が、本制度の背景とその内容、特に本制度が特許事件に与 える影響についてまとめたものである。

まず、第2節では、現在の米国におけるアミカスキュリ 工制度の規定について概観するとともに、アミカスキュリ 工制度の起源や変遷について振り返り、アミカスキュリエ 制度の一般的な機能について解説する。また、裁判所判事 のアミカスキュリエ制度に対する評価に関する既往の調査 結果についても紹介する。第3節では、特許事件における アミカスキュリエ制度の役割について考察し、最後に、第 4節では日本におけるアミカスキュリエ制度の導入の可能 性について簡単に検討する。

なお、本稿に記載した見解は、あくまで筆者個人のもの であり、特許庁等の組織の見解ではないことを予め申し述 べておく。

2. アミカスキュリエ制度とは

(1)アミカスキュリエ制度の規定

「アミカスキュリエ (amicus curiae)」は、「裁判所の友」 又は「法廷助言者」とも訳され、「裁判所に係属する事件に ついて情報または意見を提出する第三者 | を意味する1)。 また、このアミカスキュリエが裁判所に提出する意見書の

¹⁾ 田中英夫編集代表 「英米法辞典 | 東京大学出版会 (1991)

ことを「アミカスブリーフ (amicus brief)」と呼ぶ。まずは、 このアミカスキュリエ制度2)に関する規定を見てみよう。

米国連邦最高裁判所規則37条3)は、最高裁事件におけ るアミカスキュリエ制度の目的及びアミカスブリーフ提出 の手続について規定している4。まず、37条1項において、 アミカスブリーフの内容について「当事者がまだ最高裁判 所の注意を喚起していない関連事項について最高裁判所の 注意を喚起するアミカスブリーフは、最高裁判所に対する 大いなる助力となる。この目的に貢献しないアミカスブ リーフは最高裁判所に負担をかけるものであり、好意的に は考慮されない。| と規定されている5。アミカスブリーフ 提出の手続については、最高裁の上訴受理の判断時や本案 審理時等における所定の期間に、全ての当事者の同意を得 た上で、一方当事者を支持する又は両当事者とも支持しな いという趣旨のアミカスブリーフが提出できる。事前に当 事者が全てのアミカスブリーフの提出について包括的な同 意を与えておくことも可能である。仮に、当事者の同意が 得られなかった場合であっても裁判所に対して提出の申立 てを行った上で許可が得られれば提出は可能である。その 場合は、申立てにおいて当該事件の判決が申立人にどのよ うな影響を与えるかについて言及しなくてはならない (同 条2項(a)(b)、3項(a)(b))。さらに、米国連邦政府や州 政府等の行政機関がアミカスブリーフを提出する際には裁 判所に対する提出の申立ては必要とされない(同条4項)。 行政機関によるアミカスブリーフを除いて、アミカスブ リーフの中では、当事者の代理人がブリーフを執筆したか 否か、当事者やその代理人がブリーフの準備や提出におい て金銭的援助をしたか否か等を記載しなければならない (同条6項)。

これらと似たような規定は連邦控訴手続規則60の29条 等にも定められており、最高裁のみならず控訴審裁におい てもアミカスキュリエの訴訟参加は法定上認められてい る。なお、連邦地裁においては連邦民事訴訟規則にアミカ スキュリエに関する規定がなく、各連邦地裁の判断に委ね られた形になっているの。先述のとおり、アミカスブリー

フの提出について一定の要件はあるものの、実際には当事 者が事前に包括的同意を与えていることが多く、仮に同意 がなくとも裁判所が許可しないことは稀である。

(2)アミカスキュリエ制度の起源

では、このアミカスキュリエ制度の起源はどこにあるの だろうか。まずはその由来について探ってみたい。

アミカスキュリエ制度の起源には諸説あり、コモンロー であるという説とローマ法であるという説の二つに分けら れる。コモンロー説を主張する学者は、14世紀から15世紀 にかけての英国のコモンローの判例本に、如何なる者も「ア ミカスキュリエ」として裁判所にアドバイスができていたこ とを示す記載があること8や、現在、最もアミカスキュリ 工制度が活用されている米国がまさにコモンローの国であ ること9を挙げる。しかし、コモンロー説では過去にフラ ンス等の大陸法の国においてもアミカスキュリエ制度が存 在していたことが十分に説明できない10)。そこで、今日では、 コモンローから更に遡り古代ローマ時代のローマ法に起源 を有するというローマ法説が有力となっている11)。

古代ローマ時代には、「consilium」と言われる裁判所の 判事にアドバイスを行う助言者がいた。紀元後3世紀初頭、 判事といえども、学識に乏しく裁判で判断を誤ることが 往々にして想定し得た。そこで、判事の周りに、適宜アド バイスを行う職員を置き、彼らが判事からの求めに応じて、 判事の判断に助言を行っていたのである。無論、彼らはあ くまでも判事からの求めに応じて助言を行うものであり、 自発的に助言を行うことは認められていなかった12)。この 点で、現在のアミカスキュリエとは異なりはするが、何よ りも「当事者ではない第三者が判事に対して助言を行う」 という本質的な部分で共通するので、このconsiliumこそ が現在のアミカスキュリエの起源であると考えられてい る。これがローマ法説である。そして、このconsiliumの 制度が、後のコモンロー社会にも取り込まれ、より使いや すいように変遷していったようである¹³⁾。また、consilium

²⁾ 米国では制度自体のことも「amicus curiae」と呼ぶことがあるが、本稿では制度を「アミカスキュリエ制度」、提出者を「アミカスキュリエ」と 記載する。

³⁾ Rules of the Supreme Court of the United States. なお、この規定の中では、アミカスブリーフは 「amicus curiae brief」と表記されている。

^{4) 37}条の他にも、33条1項(g) にはアミカスブリーフの字数制限や表紙の色について規定されている。アミカスブリーフの表紙は、主張する内 容に応じて異なっており、上訴人支持又はどちらも支持しない場合は薄緑色、被上訴人支持の場合は濃緑色とされている。

⁵⁾ 訳については、北見宏介「政府の訴訟活動における機関利益と公共の利益 (4) ―司法省による「合衆国の利益」の実現を巡って―」北大法学論文 集 第59巻第4号、2008.11.28を参照した。

⁶⁾ Federal Rules of Appellate Procedure

⁷⁾ 脚注5の北見、脚注130を参照。

⁸⁾ Edmund Ruffin Beckwith & Rudolph Sobernheim, Amicus Curiae - Minister of Justice, 17 Fordham L. Rev. 38 (1948) .

⁹⁾ Frank M. Covey, Jr., Amicus Curiae: Friend of the Court, 9 DePaul L. Rev. 30 (1959-1960); Alan Levy, The Amicus Curiae: An Officer of Assistance to the Court, Chitty's L.J. 94 (1972) .

¹⁰⁾ S. Chandra Mohan, The Amicus Curiae: Friends No More?, Sing. J. Legal Stud. 352, 362 (2010) .

¹¹⁾ Samuel Krislov, The Amicus Curiae Brief: Form Friendship to Advocacy, 72 Yale L.J. 694 (1963) .

¹²⁾ 脚注10の Mohan, 361 を参照。

¹³⁾ 脚注10の Mohan, 362を参照。

は判事にとっては有益な助言を行ってくれる友人のような 存在だったのであろう。別称で「amici」(「友」を意味する 「amicus」の複数形)とも呼ばれたようである。ここから、 派生して、ラテン語で「裁判所の友」を意味するアミカス キュリエ (amicus curiae) という用語が生まれ、以後、米 国で利用されることになる14)。

(3)アミカスキュリエ制度の変遷

では、次に米国におけるアミカスキュリエ制度の変遷を 概観してみたい。アミカスキュリエの役割は時代とともに 変化しているが、大胆に言えば、本来の中立的な立場で裁 判所に助言を行う「助言者」から、自らの権利を守るため に積極的な主張を行う「主張者」へと変貌しているとされ る¹⁵⁾。

米国で初めてアミカスキュリエが登場したのは、1823 年の Green v. Biddle 事件¹⁶⁾ で、訴訟当事者ではなかった ケンタッキー州が意見書を提出したのが最初であると言わ れている17)。当時は、複数の者が集まった団体としてアミ カスキュリエになることはできず、あくまでも個々でアミ カスブリーフを提出することが原則であった。それが、 1900年代初頭に入り、団体としての参加が認められるよ うになったことを契機として、アミカスキュリエは、単な る裁判所への助言者という立場から、裁判を通じて社会制 度全体に影響を与えかねない主張者という立場へとその立 ち位置を大きく変えていくことになる。1940年代中頃に は、膨大な量のアミカスブリーフが提出されるようになり、 裁判所にとってブリーフを読む作業自体の負担の増大が問 題視されるようになる18)。そこで、1949年11月に連邦裁 判所はアミカスブリーフの提出に関する規則を改め、行政 機関以外からのアミカスブリーフについては、両当事者の 同意か、裁判所の許可が必要であることを厳格化した19)。 これによりアミカスブリーフの数は急激に減少する。しか し、1960年代後半から1970年代初頭に掛けて公法関係の 訴訟が増えたことにより、再びアミカスキュリエ制度は注 目を浴びるようになる。連邦最高裁が扱う事件の中でアミ カスブリーフが提出された事件の割合は、1965年には 35%に過ぎなかったが、1999年には95%にも上り、この 間ブリーフの提出数は8倍にも急増した20)。この頃には、 アミカスキュリエは、従来の書面による情報提供に加えて、 ディスカバリーや口頭審理にも参加するようになり、主張 を行う場も大きく広がるようになった。今現在、米国にお ける重要な事件の訴訟では、アミカスキュリエは常に目に する存在になっているのである。

(4)アミカスキュリエ制度の機能

現代訴訟におけるアミカスキュリエ制度の機能について は、多くの論文で検討がなされているが、一般的なものと しては、(a) 関係者説 (the affected groups theory) と (b) 情報説 (the information theory) の2つが挙げられる。

(a) 関係者説

「関係者説」とは、裁判官は公衆の意見の強さに従って 事件を解決すると想定し、アミカスブリーフを意見のバロ メーターと捉えるという考え方である。裁判官にとって、 アミカスブリーフは、「どの組織」が「どちら側の当事者の 意見を支持しているか」という点のみが重要な資料であり、 ブリーフの中で展開されている法的議論や事実に関する情 報提供はさほど重要ではないというもので、極論を言えば、 (「誰が」「どちらを」 支持しているのかが記載されている) ブリーフの表紙のみに重要性を見出す説である21)。関係者 説では、アミカスキュリエ制度はある種の世論調査のよう なものであり、アミカスキュリエがブリーフを提出するこ とで、外部の関係者が原告又は被告のいずれかに一票を投 じるような仕組であると捉えている。裁判所の判断は、本 来、社会的多数派の意見に左右されるべきではないが、実 際には自身の判決が実社会における様々な諸事情に影響を 受けることは避けられず、この点を強調した考え方である と言える22)。

(b) 情報説

一方、関係者説とは反対に、アミカスブリーフは、公衆 意見のバロメーターとして有用なのではなく、その中身、

¹⁴⁾ 古代ローマ時代の法律書には「amici」という記載はあっても「amicus curiae」という記載自体はないようである。よって、「amicus curiae」という 名称は後の変遷の中で生まれたものと考えられる。(脚注10の Mohan, 364 を参照。)

 ¹⁵⁾ 脚注11のKrislov等参照。

¹⁶⁾ Green v. Biddle, 21 U.S. (8 Wheat.) 1 (1823) .

¹⁷⁾ Michael Harris, Amicus Curiae: Friend or Foe? The limits of Friendship in American Jurisprudence, 5 Suffolk J. Trial & App. Advoc. 1,6 (2000).

¹⁸⁾ Fowler V. Harper & Edwin D. Etherington, Lobbyists Before the Court, 101 U. Pa. L. Rev. 1172 (1953) .

¹⁹⁾ Sup. Ct. R. 27.9, 338 U.S. 959 (1950) .なお、この改正前の規則においてもアミカスキュリエとしての訴訟参加には当事者の同意が必要とされ てはいたが、この要件は機能しておらず、実際は同意の証拠がなくてもブリーフの提出が許容されていた。

²⁰⁾ Joseph D. Kearney & Thomas W. Merrill, The Influence of Amicus Curiae Briefs on the Supreme Court, 148 U. Penn. L. Rev. 743 (2000) .

²¹⁾ 脚注 20の Kearney et. al. 785 を参照。

²²⁾ Colleen V. Chien, Patent Amicus Briefs: What the Courts' Friends Can Teach Us About the Patent System, 1 U.C. Irvine L. Rev. 395 (2011) .

つまり、ブリーフの中で展開されている法的議論や情報の 提供こそが有用なのであるという考え方もある23)。これが 「情報説」である²⁴⁾。アミカスブリーフでは、例えば、大 学教授からは新たな条文解釈の考え方が示されたり、関係 企業からは問題となっている事実に関係した知見が提供さ れるかもしれない。そして、その中には、訴訟当事者の主 張にはない重要な情報が含まれているかもしれない。アミ カスキュリエから提供される有益な新情報によって、裁判 官はある種の教育を受け、より的確な判断を行うことがで きるようになる。アミカスキュリエの機能はまさにこの裁 判官への新情報の提供にあると考えるのが、この情報説で ある。

「関係者説」も「情報説」も、それぞれ単独では万能なも のではない。「関係者説」の一番の欠点は、当該事件に関 心のある関係者全てがアミカスキュリエにはなり得ないと いう点である25)。アミカスキュリエ制度を世論調査と捉え るのであれば、無論、全ての者に意見表明をする機会が与 えられるべきであるが、アミカスキュリエとして訴訟に参 加するためにはそれ相応の時間と労力とリソースが必要に なる。本来関心はあれどもこれらの制約のためにアミカス キュリエとしての一票を投じられない者の意見を見落とし てしまう点に問題があるのである。一方、「情報説」の欠 点は、アミカスキュリエから提供される情報のみに着目し、 提供の目的を考慮しない点にある。裁判所の判断によって 直接影響を受けかねない者による情報提供も、そうではな い者による情報提供も等しく扱われるために、提出される ブリーフ全てに目を通さざるを得ず、裁判所の負担が増加 することになる。しかし、これは実際の裁判所での実務と は異なっている(裁判所の実務については後述する Ginsburg 最高裁判事のコメントが参考になる)。実際に即 したアミカスキュリエ制度の機能の説明としては、この「関 係者説 | と「情報説 | の両者を併せ持っていると考えるの が適切であろう。

(5)アミカスキュリエ制度の評価

では、このアミカスキュリエ、その「友」である裁判所 の判事からはどのような評価を受けているのであろうか。 本当に「裁判所の友」として評価されているのであろうか。 特許事件のみを対象としたものではないが、連邦裁判所判 事へのアンケート調査を行った研究結果があるので、紹介 したい。

サフォーク大学の Simard 教授は、2007 年に行った研究 26) で、10名の連邦最高裁判事270、252名の連邦控訴審裁判事、 973名の連邦地裁判事の全員を対象に、アミカスキュリエ 制度の評価についてのアンケートを実施した。回答率は、 最高裁判事30%、控訴審裁判事23.8%、地裁判事23.3% であった。以下、調査結果のうち、興味深い点を列挙する。

- ○「アミカスキュリエの身元、名声、経験は自身の判断に 影響を与えるか」との質問に対して、半数以上の判事(最 高裁判事100%、控訴審裁判事55.3%、地裁判事 59.1%) が「Yes」と回答。特に、Ginsburg 最高裁判事は、 まずは、ロークラークが提出されたアミカスブリーフの うち提出者の経験の記載欄を参照して、「全く読まない もの」、「流し読みするもの」、「精読するもの」の3つに 分類するのが常であると回答した。
- ○「アミカスキュリエやアミカスブリーフの数は自身の判 断に影響を与えるか」との質問に対しては、大多数の判 事(最高裁判事100%、控訴審裁判事82.2%、地裁判事 79.2%)が「ほとんど又は全く影響を与えない」と回答 した。
- ○判事が実際に有用であると考えるアミカスキュリエの役 割に関する質問では、「当事者の主張にはない新たな法 的論点が提供される」点にあるという回答が最も多く(最 高裁判事100%、控訴審裁判事77.1%、地裁判事 82.5%)、次いで、「自身の判断が当事者ではない第三者 の利益にも直に影響を与えることが分かる」点(最高裁 判事100%、控訴審裁判事73.7%、地裁判事72.7%)で あるとの結果であった。
- ○アミカスキュリエの属性についての評価に関する質問で は、最も有用であるとの回答を得たのが、政府、特に米 国訟務長官であり、最高裁判事全員が米国訟務長官のブ リーフは判断において有益であると回答した。控訴審裁 判事の96.3%、地裁判事の86.4%が政府のブリーフを好 意的に捉えている。次いで、NAACPやACLU等の特別 関係団体(最高裁判事100%、控訴審裁判事71.7%、地 裁判事68.7%)、大学教授(最高裁判事100%、控訴審裁 判事56.6%、地裁判事52.8%)の順であった。
- ○「アミカスキュリエとして第三者が訴訟参加することを 制限するために手続的規則を厳しくする必要があるか| との質問に対しては、80%以上の判事が「その必要はな い」と回答した(最高裁判事100%、控訴審裁判事

²³⁾ Paul M. Collins, Jr., Friend of the Court: Examining the Influence of Amicus Curiae Participation in U.S. Supreme Court Litigation, 38 Law & Soc'y Rev. 807 (2004) .

²⁴⁾ James F. Spriggs, II & Paul I. Wahlbeck, Amicus Curiae and the Role of Information at the Supreme Court, 50 Pol. Res. Q. 365 (1997) .

²⁵⁾ 脚注22のChien, 404を参照。

²⁶⁾ Linda Sandstrom Simard, An Empirical Study of Amici Curiae in Federal Court: A Fine Balance of Access, Efficiency, and Adversarialism, 27 Rev. Litig. 669 (2008).

²⁷⁾ 連邦最高裁判事は9名であるが、このアンケート調査では調査中に1名の判事が退官し新たな判事が任官されたため延べ10名に対して調査の依 頼を行っている。

87.7%、地裁判事81.5%)。なお、Ginsburg最高裁判事は、 「同意見のブリーフが個別に提出されるのではなく一つ にまとまって提出されれば判事は大切な情報を容易に得 ることができ、より使いやすくなる」と回答した。

この調査結果より、裁判所にとってもアミカスキュリエ は好意的な存在であり、たとえそれが大多数に及んで事務 作業の負担が懸念されるとしても、判事が事件を裁く上で 非常に有用なものであると考えられていることが分かる。

3. 特許事件におけるアミカスキュリエ制度の役割

(1)存在感が増すアミカスキュリエ

では、次にアミカスキュリエ制度が果たす特許事件にお ける役割について検討してみたい。まず、判事による評価 であるが、これは先の一般的な評価と違いがなく、特許事 件においても非常に有益であると考えられていることは想 像に難くない。現に、筆者がCAFC訪問時にRader首席判 事にアミカスブリーフについて質問した際にも「アミカス ブリーフは非常に有益なものである。」と話していた28)。 また、Michel前首席判事はアミカスブリーフについて「質 が高く、信頼でき、公平で、説得力のあるものである。」 と評している29)し、最高裁の元ロークラークも「アミカス ブリーフは高度に技術的で専門的な法律分野における事件 において最も有益なものであった。| と述べ30)、特許事件 のような複雑な技術的問題を含む事件では殊更に意義を 持つことを示唆している。さらに、2009年の規則改正に よって、CAFCは、再審理の請求に関するアミカスブリー フの提出期間を従来の7日から14日に拡大した31)ことか らも、最近の特許事件においてアミカスブリーフが裁判所 にとっていかに価値のあるものであるかを窺い知ることが できる。

特許事件において提出されたアミカスブリーフの数は、 最近20年の間に1000以上にも上る32)と言われており、裁 判所のみならずユーザーからもアミカスキュリエ制度は自 身の意見を判決に反映させるための効果的な方法であると 考えられていることが分かる。

1985年から現在まで連邦最高裁で争われた特許事件33) において上訴受理後に提出されたアミカスブリーフが最も 多かったのが、ビジネス方法に関する発明の特許適格性が 争われたBilski事件³⁴⁾で、67ものアミカスブリーフが提 出された。この数字は、例えば、同性婚の合法性について 争われた United States v. Windsor 事件 35) (アミカスブリー フ数は81)、中絶の是非について争われたWebster v. Reproductive Health Services事件³⁶⁾ (アミカスブリーフ 数は78)、人種差別に関するUniversity of California v. Bakke事件³⁷⁾ (アミカスブリーフ数は54) といった世間を 賑わした大事件において提出されたアミカスブリーフ数と 同程度であり、アミカスブリーフから分かる特許事件に対 する世間の注目度はこれら大事件と引けを取らないとも言 うことができる³⁸⁾。また、最高裁で争われた特許事件での アミカスブリーフの提出数を見てみると、2000年以前は 全ての事件で20未満であるのに対し、2008年以降は多く の事件で20以上となっている。このことから、特に近年 の特許事件においてアミカスブリーフへの注目度が増して いることが分かる。なお、本稿では最高裁事件のみを示し ているが、参考までにCAFC事件についてのデータを示 すとCAFCが審理した特許事件でアミカスブリーフが提 出された事件の割合は、通常合議体(3名)の事件では5%、 12名の判事全員が参加する大合議事件では70%である39)。

(2)特許事件におけるアミカスキュリエとは

では、特許事件におけるアミカスキュリエにはどのよ うな者がいるのであろうか。1989年から2009年までの20 年間で連邦最高裁及びCAFCにおいて争われた特許事件 で提出されたアミカスブリーフの提出数のトップ10には、 米国知的財産権法協会 (AIPLA)、連邦巡回法曹協会

²⁸⁾ また、同じインタビューの中で、Rader 首席判事はアミカスプリーフの提出方法について「多くのアミカスプリーフが個別に提出されるよりも、 同じ意見であれば連名でまとまって提出される方が好ましい。」と話しており、先の調査結果にあるGinsburg最高裁判事と同意見のようであっ

²⁹⁾ Paul Michel, A Review of Recent Decisions of the United States of Appeals for the Federal Circuit, 58 AM.U.L.Rev. 699, 705 (2007) .

³⁰⁾ Kelly Lynch, Best Friends? Supreme Court Law Clerks on Effective Amicus Curiae Briefs, 20 J.L.&POL. 33,41 (2004) .

³¹⁾ Federal Circuit Rules 35 (g) ,40 (g) (脚注 22 の Chien, 400 を参照。)

³²⁾ 脚注22のChien, 401を参照。

³³⁾ 特許権又は特許出願手続に関する訴訟事件で控訴審裁がCAFCであるものを言う。

³⁴⁾ Bilski v. Kappos, 130 S.Ct.3218 (2010) .

³⁵⁾ United States v. Windsor, 133 S. Ct. 2675 (2013) .

³⁶⁾ Webster v. Reproductive Health Services, 492 U.S. 490 (1989) .

³⁷⁾ Regents of University of California v. Bakke, 438 U.S. 265 (1978) .

³⁸⁾ なお、連邦最高裁に過去最も多くアミカスブリーフが提出された事件は通称「オバマケア」と呼ばれた医療保険改革法の是非が問われた事件(Nat'l Fed'n of Indep. Bus. v. Sebelius, 132 S. Ct. 2566, 183 L. Ed. 2d 450 (2012)) で、136ものアミカスブリーフが提出された (Eric Lichtblau, Groups Blanket Supreme Court on Heath Care, New York Times, 2012.3.24 $\mbox{\tt L}\, \mbox{\tt D})_{\,\circ}$

³⁹⁾ 脚注22の Chien, 418 を参照。

(FCBA) と言った弁護士団体の他に、米国バイオ産業協 会(BIO)等の業界団体、IntelやEli Lillyと言った民間企業、 そして、米国政府やUSPTOという政府機関が名を連ねる 40)。民間企業は主にIT関連企業とバイオ・製薬企業であり、 これらの業界の特許事件に対する関心の高さを窺わせる。 また、バイオ・製薬企業はその他の業界と比べて業界団体 にアミカスブリーフの提出を委託する傾向が強いと言われ ている41)。

(3) 驚異の支持率を誇るアミカスキュリエ―訟務長官

多様なアミカスキュリエの中でも裁判所における支持率 が90%以上という驚異の値を誇るプレイヤーが存在する。 それが米国政府、それを代表する訟務長官 (Solicitor General) である。訟務長官の最高裁での支持率90%以上 というこの値は、弁護士団体の53%、大学教授の30%と いう支持率40 と比較すると極めて高い。ゆえに、訟務長 官は「10人目の最高裁判事」と呼ばれる存在にまでなって いる43)。



訟務長官室のある司法省 (筆者撮影)

訟務長官が提出するアミカスブリーフは米国政府全体を 代表する意見であるために、特許制度の域を超えた広い視 野で産業全体の利益を考慮する傾向にあると言われてい る⁴⁴⁾。したがって、考慮の結果、USPTOの実務を否定す るような見解を述べることもある。本稿の冒頭で記載した 単離DNAの特許適格性が争われた事件での訟務長官のブ リーフはまさにその好例である。

訟務長官がアミカスブリーフを提出する局面には主に2 つがある。1つは、争われた事件において原告又は被告の どちらの主張を支持するのか (又はどちらも支持しないの か)という事件の中身、本案 (on the merit) に係るブリー フ(以下「本案ブリーフ という)、そして、もう一つが、 最高裁が裁量上訴 (certiorari:サーシオレイライ 45) を受 理すべきか否かという最高裁の入口での判断に係るブリー フ(以下「サーシオレイライブリーフ」という)である46)。 特にCAFCが創設された1982年以降の特許事件では、訟 務長官のブリーフは後者のサーシオレイライブリーフにお いて非常に重要な役割を担っているので、まずは、この点 について詳述したい。

(a) CVSG (Calls for Views of the Solicitor General)

特許訴訟における訟務長官のサーシオレイライブリーフ の意義を説明するためにはまず初めに米国における連邦裁 判所の上訴システムについて簡単に触れておく必要があ る。米国連邦裁判所は、一審の連邦地裁、控訴審の連邦控 訴審裁、さらにその上訴審の連邦最高裁の三審制が採られ ている。このうち、通常の控訴審裁は、12の地理的に区 分された領域(サーキット)別に設けられ、原則、各サーキッ ト内での地裁判決の控訴審事件を扱う。連邦最高裁が事件 を審理するのは、主に、控訴審裁が下した終局判決に対し て、当事者からの裁量上訴の申し立て (petition for writ of certiorari) を受けて、最高裁が裁量で上訴を受理する と決めたものである47)。

通常の多くの事件は、12のサーキット別に、各控訴審 裁が独自に判断を行う。そうすると、同じような事案につ いて控訴審裁によって判断に食い違いが生じる場合があ る。この控訴審裁による判断の食い違いは「サーキット・

- 40) 脚注22のChien, 416を参照。
- 41) David Orozco & James G. Conley, Friends of the Court: Using Amicus Briefs to Identify Corporate Advocacy Positions in Supreme Court Patent Litigation, 2011 U.Ill. J.L. Tech. & Pol'v. 107, 129 (2011) .
- 42) 脚注 22 の Chien, 428 を参照。
- 43) 現に、訟務長官が最高裁判事に任命されることもあり、2010年に任命された Kagan 判事は元訟務長官であった。
- 44) 脚注22の Chien, 409 を参照。
- 45) Certiorari は書類の移送を意味する。よって、最高裁が上訴を受理して事件を審理するためには、下級審に対して当該事件の書類を移送するよ う命令することからこのような言い方がされている。
- 46) なお、訟務長官が提出したアミカスブリーフは司法省訟務長官室のウェブサイトから入手可能である。 http://www.justice.gov/osg/briefs/index.html (最終アクセス日:2013年10月1日) また、最近の最高裁判決に提出されたアミカスブリーフは例えば以下の2つのウェブサイトから入手可能である。
 - http://www.americanbar.org/publications/preview_home.html (最終アクセス日:2013年10月1日)
- http://www.scotusblog.com/case-files/terms/ (最終アクセス日:2013年10月1日)
- 47) 28 USC § 1254

スプリット (circuit split)」と呼ばれる。米国連邦裁判所 が扱う事件では、一定程度のこのサーキット・スプリット を許容し、その間、各サーキット間でどの控訴審裁が説得 力のある論を展開できるか、意見の競い合いを行わせる(こ の考え方は「パーコレーション (percolation)」と呼ばれる)。 そして、議論が煮詰まってきた時に、満を持して最高裁が 裁量上訴を受理し、いずれの控訴審裁判所の意見が妥当か 判断を下すのである48)。これが通常の事件の裁量上訴の構 図である。



連邦最高裁 (筆者撮影)

では、特許事件についてはどうであろうか。1982年の CAFC設立により、特許権に関する事件の控訴審はCAFC に専属管轄されることになった。したがって、事実上、サー キット・スプリットは起こりえない。最高裁は、特許事件 において、裁量上訴を受理するか否かの有力な手がかりを 失ってしまったのである。ここで新たな手がかりとして最 高裁に活用されているのが、まさに訟務長官のサーシオレ イライブリーフなのである。裁量上訴の申し立てがあると、 最高裁は 「当該事件の上訴を受理すべきか否か | について 米国政府の見解を求めるのである。この求めは、通称 CVSG (Calls for Views of the Solicitor General、訟務長 官の見解伺い)と呼ばれ、一般には50年ほど前から始まっ た最高裁における訴訟実務であると言われている49)。

このCVSGが特許事件で最初に行われたのは1994年の Barr Labs. v. Burroughs Wellcom Co. 事件50)であった。 この事件では、CVSGに応じて訟務長官は上訴受理すべき ではないという趣旨のサーシオレイライブリーフを提出 し、最高裁も上訴を棄却したわけであるが、これを機に、

特許事件における最高裁からのCVSGが増えていく。 1994年までは特許事件でCVSGが出された事件は1件も なかったが、2000年以降その数は急増し、現在まで20件 以上の事件でCVSGを出している51)。これは、最高裁が CVSGを出した事件全体の10%以上を占めており、最高 裁に裁量上訴された特許事件が全事件の2.5%にも満たな いことを考えれば非常に大きな数字であるということがで きる52)。そして、サーシオレイライブリーフで裁量上訴を 受理すべきであるとの見解を示した事件の全てで最高裁は 裁量上訴を受理しているのである。

この事実は2つのことを意味していると解することがで きる。1つ目は、サーキット・スプリットが起こりえない 現在の特許事件の訴訟構造において、最高裁が上訴受理の ための手がかりとなる新たな意見対立として「CAFC vs米 国政府」、つまりは司法府 (judicial branch) vs 行政府 (executive branch) という「ブランチ・スプリット」を求 めているということである。専属管轄となることで控訴審 レベルではライバルがいなくなったCAFCに対して、最 高裁は行政府を戦いの舞台に上げたのである。訟務長官が サーシオレイライブリーフによってCAFCを支持すれば 事実上CAFC判決は行政府のお墨付きを得たことになり 最高裁は審理するまでもないと判断する。逆に、CAFCの 判断が訟務長官に否定されればここぞとばかりに満を持し て最高裁が登場するのである。この仕組みによって、行政 府が司法の場において一層影響力を持つという結果になっ ている。

近年の特許事件でCVSGが増えていることが示すもう1 つは、特許事件の内容が以前にも増して高度に複雑化して いることに加えて、特許政策が米国の産業政策全体に及ぼ す影響が大きくなってきたため、裁判所が判断を行う上で 行政府の意見を伺わざるを得なくなっているということで あろう。他の種類の事件と比較しても特許事件は、反トラ スト法関連事件や従業員退職所得保障法 (ERISA法) 関連 事件と並んでCVSGが頻繁に出される傾向にあると言わ れている53)。判例法の国、米国において、裁判所が、判例 形成を通して重要な産業政策の舵取りの一部を担う以上、 USPTOという専門行政庁を含む行政府の意見を無視する ことはできなくなっているのである。

(b) 最高裁事件における米国政府のアミカスブリーフ

ここまで米国特許訴訟において訟務長官のサーシオレイ

⁴⁸⁾ 泉卓也 「CAFC を巡る論戦は甦る―専属管轄の考察を中心に―|『特技懇』No.252, 2009.1.30, 114頁

⁴⁹⁾ John F. Duffy, The Federal Circuit in the Shadow of the Solicitor General, 78 Geo. Wash. L. Rev. 518, 525 (2010) .

⁵⁰⁾ Barr Labs. v. Nurrough Wellcome Co., 515 U.S. 1130 (1995) .

⁵¹⁾ 脚注49の Duffy, 530を参照。

⁵²⁾ 脚注49の Duffy, 530を参照。

⁵³⁾ David C. Thompson & Melanie F. Wachtell, An Empirical Analysis of Supreme Court Certiorari Petition Procedures: The call for Response and the Call for the Views of the Solicitor General, 16 Geo. Mason L. Rev. 237,245 (2009) .

ライブリーフがいかに重要かを説いてきたが、本案ブリー フの方はどうだろうか。本案ブリーフは最高裁の判断にど のような影響を与えているのであろうか。これを読み解く 上では個別事件の判決を見てみるほかない。

次頁の表は1996年から現在まで、最高裁が上訴受理し、 米国政府としてアミカスキュリエ又は当事者として54)訴 訟参加した特許事件の一覧である55)。訟務長官(表中では SGと表記) の見解とCAFCの判決との相違の有無と、最 高裁が判決で両者のうちのどちらを支持したのかについて も合わせて記載している。

1996年以降、最高裁で審理された特許事件のうち、米国 政府が訴訟参加したものは、全部で22件あり56、その内、米 国政府とCAFCとで意見の相違があったものが14件ある。 このうち11件において最高裁は米国政府の見解に沿った判 決が下されている。この事実からサーシオレイライブリーフ のみならず本案ブリーフにおいても訟務長官のアミカスブリー フは最高裁判決に絶大な影響を与えていることが分かる。

次に、上記22件のうち特徴的な4件を取り上げ、実際 に本案ブリーフが最高裁判決にどのような影響を与えるの かという点について概観してみたい。

① KSR事件(2007)⁵⁷⁾ — 米国政府の完全勝利事例

特許実務に携わる者にとっては非常に有名な米国の最高 裁事件の一つにKSR事件がある。非自明性という特許要 件の根幹に関わる問題について最高裁が判断をした画期的 な判決であるが、この事件を訟務長官のアミカスブリーフ という切り口から見るとまた違った側面が浮かび上がって くる58)。

複数の先行技術を組み合わせて本願発明が非自明性を有 しないとして拒絶する場合には、従来CAFCの判例に基 づき「教示 (teaching)、示唆 (suggestion)、動機 (motivation)」 の明確な記載が必要とされていた(俗に「TSMテスト」と 言われる)が、このTSMテストの厳格な運用を否定した のがKSR事件の最高裁判決である。先行技術の組み合わ せに必要なものは何かという点について、以前より USPTOは柔軟な立場を取ろうとしていた。USPTOは CAFCの前身のCCPAの判決を度々引用し「審査官は先

行技術文献に組み合わせを示す明確な記載がなくとも当 業者の技術常識に基づいて動機づけを行うことは可能で ある」と主張していたが、CAFCはその主張を採用しなかっ た59)。このCAFCの立場に、業を煮やしていたのは USPTOだけではない。米国政府全体としてもUSPTOと 同様であった。米国政府は、2003年の連邦取引委員会の 報告書60)の中で、質の悪い特許権が反競争的な要因とな ると指摘し、非自明性判断におけるTSMテストの厳格な 運用をやめるべきであると提言していた61)。このような状 況の中で、ようやく最高裁で米国政府に意見主張の場が与 えられたのがこのKSR事件だったのである。KSR社から の上訴を受けた最高裁は、訟務長官に向けてCVSGを出す。 これに対して訟務長官は非常に強い記載で上訴受理を求め るサーシオレイライブリーフを提出した。さらに、最高裁 が上訴を受理した後の本案審理時において、訟務長官は本 案ブリーフを提出し、「USPTOの審査官は、先行技術を 組み合わせる際には、当業者が有する基礎知識や常識等、 あらゆる専門的知識を活用することが許されるべきであ り、TSMテストの硬直的な運用は審査官に不必要な要求 を課している」との主張を展開した。最終的に、最高裁は、 訟務長官のアミカスブリーフの意見に沿う形で、従来の CAFCによるTSMテストの硬直的な運用を否定し、当業 者が有する技術常識等を加味した柔軟な運用をするよう結 論付けたのである。まさに、KSR事件は、アミカスブリー フを用いて、USPTOを含む米国政府がCAFCに完全勝利 した事例なのである。

② Microsoft v. AT&T事件 (2007) 627 — 米国政府の完全勝 利事例 その2

2007年4月30日はCAFCにとっては「米国政府に完全敗 北した日」と言っていい。同日に出された最高裁判決として、 先のKSR事件以外にもう一つ、CAFCの判決が否定された 事件がある。これが Microsoft v. AT&T 事件である。

米国特許法271条(f) 項には、特許発明の構成部品 (component) を米国から供給して米国外で組み立てられた 際に、この組立が米国内で行われていたら特許侵害となる ような場合には、一定の要件を満たすことにより特許侵害

⁵⁴⁾ 訴訟当事者となっていたのは、Dichison v. Zurko (1998) と Bilski v. Kappos (2009) の 2 件。これらでは、訟務長官が USPTO 長官の代理人となっ ている。

⁵⁵⁾ 脚注49の Duffy, 図8を参考にして作成。

⁵⁶⁾ 最高裁事件で米国政府が訴訟参加していない2つの事件 (Holmes Group, Inc. v. Vornado Air Circulation System, Inc. (2002) 及びGlobal-Tech Appliances, Inc. v. SEB S.A. (2011)) は本表には掲載していない。

⁵⁷⁾ KSR International Co. v. Teleflex Inc., 550 U.S. 398 (2007) .

⁵⁸⁾ なお、KSR事件で提出されたアミカスブリーフ全体の内容については、南宏輔「進歩性/非自明性について~KSR事件を契機とした非自明性 の議論及び特許の質の観点から~」『特技懇』No.245, 2007.5.22に詳しい。

⁵⁹⁾ In re Beasley, 117 F. App'x 739 (Fed. Cir. 2004); In re Lee, 277 F.3d 1338 (Fed. Cir. 2002); In re Zurko, 258 F.3d 1379 (Fed. Cir. 2001) 等

⁶⁰⁾ Federal Trade Commission, To Promote Innovation: The Proper Balance of Competition and Patent Law and Policy, Executive Summary 11-12 (2003).

⁶¹⁾ 脚注48の泉、119頁を参照。

⁶²⁾ Microsoft Corp. v. AT&T Corp., 550 U.S. 437 (2007) .

事件名	判決年	主な争点	SG/CAFC 立場の相違	判決が支持した立場 (SG/CAFC)
Warner-Jenkinson Co., Inc. v. Hilton Davis Chemical Co.	1997	均等侵害	有	SG
Pfaff v. Wells Electronics, Inc.	1998	102条 (b) 項の「販売」	無	両者
Dickinson v. Zurko	1999	審決に対するCAFCの審理基準	有	SG
Florida Prepaid Postsecondary Educ. Expense Bd. v. College Sav. Bank	1999	特許権等侵害における州政府 の訴追免除	無	両者以外
J.E.M. Ag Supply, Inc. v. Pioneer Hi-Bred Intern., Inc.	2002	植物の特許適格性	無	両者
Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co., Ltd.	2002	均等侵害	有	SG
Merck KGaA v. Integra Lifesciences I, Ltd.	2005	271条 (e) 項 (1) の適用範囲	有	SG
Illinois Tool Works Inc. v. Independent Ink, Inc.	2006	特許製品の抱き合わせ販売へ の反トラスト法の適用	有	SG
eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C.	2006	恒久的差止めの要件	無	両者以外
Laboratory Corp. of America Holdings v. Metabolite Laboratories, Inc.	2006	診断方法の特許適格性	_	― (上告受理後に却下 したため不明)
MedImmune, Inc. v. Genentech, Inc.	2007	特許権無効確認訴訟における ライセンシーの当事者適格	有	SG
KSR Intern. Co. v. Teleflex Inc.	2007	発明の非自明性の判断手法	有	SG
Microsoft Corp. v. AT & T Corp.	2007	271条 (f) 項の「構成部分」	有	SG
Quanta Computer, Inc. v. LG Electronics, Inc.	2008	特許権の消尽	有	SG
Bilski v. Kappos	2008	ビジネス方法の特許適格性	無	両者*1
Board of Trustees of the Leland Stanford Junior University v. Roche Molecular Systems, Inc.	2011	バイドール法に基づく特許権 の帰属	有	CAFC
Microsoft Corp. v. i4i Ltd. Partnership	2011	特許権侵害訴訟における無効 の抗弁の証拠基準	無	両者
Mayo Collaborative Services v. Prometheus Laboratories, Inc.	2012	投薬方法の特許適格性	有*2	両者以外*3
Caraco Pharmaceutical Laboratories, Ltd. v. Novo Nordisk A/S	2012	ハッチワックスマン法の反訴 条項	有	SG
Kappos v. Hyatt	2012	145条の民事訴訟における新たな証拠の提出	有	CAFC
Bowman v. Monsanto Co.	2013	特許権の消尽	無	両者
Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.	2013	単離 DNA の特許適格性	有	SG

^{※1} 最高裁ではCAFCの「machine or transformation testが唯一の基準である」との判示内容は否定されているが、結論において、問題となった発明 には特許適格性がないとし、CAFCの判断は支持されているので、このように表記している。

^{※2} 問題となった発明の特許適格性について、CAFCは正面から肯定したのに対し、SGは101条の特許適格性を肯定したものの102条(新規性)、103 条(非自明性)を持ち出した上で特許は無効であるとの見解を示しており、結論においてCAFCとSGの立場は異なっているので、「有」とした。

^{※3} 最高裁は、問題となった発明について101条の特許適格性を否定し、さらに判決中でSGの見解も否定しているので、「両者以外」とした。

となる旨が規定されている。本事件は、ソフトウェアを マスターディスクの状態で米国外に送付し米国外で当該 ソフトウェアをコピーしてそれをインストールしたコン ピュータを販売していたMicrosoft社に対して、特許権を 有していたAT&T社が特許侵害で訴えた事件である。

ソフトウェアがインストールされたコンピュータが AT&T社の特許権の技術的範囲に属することはMicrosoft 社も認めており、争点は「いつ、どのような形でソフトウェ アは271条(f)項で規定された『構成部分』となるのか」及 び「Microsoft社による米国外へのソフトウェアの送付行 為は271条(f) 項で規定された『供給』に当たるのか | とい う点であった。連邦地裁とCAFCは、AT&T社の主張を 認め、271条 (f) 項に基づく特許侵害を肯定していた。こ の事件で、最高裁は、ソフトウェアについて、コンピュー タが読み取り可能なCD-ROM等のコピーとなって初めて 271条 (f) 項の 「構成部分」 に当たるのであり、コンピュー タにインストールされるソフトウェアのコピーは米国外で 行われているのだから、Microsoft社の送付行為は271条(f) 項の「供給」には当たらないと判示し、271条(f)項の侵 害には該当しないと結論した。

この事件、米国政府のアミカスブリーフとの関係で見 ると興味深い点が見えてくる。この最高裁の判断は、実 は審理中に提出された訟務長官のアミカスブリーフの内 容と同じなのである。特に、最高裁判決 (多数意見) の中 では、271条 (f) 項の解釈について、訟務長官のアミカス ブリーフを4度も引用し、立法時の議会の立場はアミカス ブリーフで示された米国政府の立場と同じであることを 強調している。また、「271条(f)項の解釈において、米 国外でのソフトウェアのコピーが特許侵害とならないと すると、それは法の抜け穴 (a loophole) である。」との AT&T社の主張について、最高裁は、「特許法において改 正が必要であるのならばそれは司法ではなく立法府であ る議会が行うべきだ。|と述べているが、その論理の展開 も、アミカスブリーフで示された米国政府の見解と同じ ものである63)。アミカスブリーフを通じて、最高裁が特 許法の規定の解釈に関する米国政府の見解を尊重した好 例であると言えよう。

③ Stanford 事件 (2011) ⁶⁴⁾ — 数少ない CAFC 勝利事例

先の表で示したようにCAFCと米国政府の見解が相違 する場合、最高裁は多くの事件で米国政府の見解に沿った 判決を下しているが、2件だけCAFCを支持した事件があ るので、そのうちの一つを紹介したい。

Stanford事件は、スタンフォード大学の研究員だった発 明者が大学外の民間企業の研究室で行った研究成果の発明 の特許権の帰属について争われた事件である。この研究は スタンフォード大学が政府機関から基金を得て行われたも のであったために、スタンフォード大学は、政府機関の基 金を得て行われた研究成果の発明は基金を得た契約機関が その保有についての選択権を有する旨を定めたバイドール 法の規定を根拠に、契約機関たる大学こそが特許権者であ ることを主張した。一方、実際に発明が行われた研究室を 提供した企業は発明者と独自に発明の譲渡契約を結んでい たために自身に特許権が帰属する旨を主張した。CAFCは、 特許権は本来発明者に帰属するのであるという特許法の原 則を確認した上で、本件は、契約書の文言の違いから、発 明者と大学が結んだ契約よりも発明者と企業が結んだ契約 を優先し、特許権は企業側に帰属し大学には帰属しない旨 を判決していた。上訴審で、最高裁はバイドール法の規定 の文言を綿密に検討した上で、バイドール法は契約機関が 発明を有する場合において政府機関との関係でその発明を 保有するか否かの選択権を有することを規定しているにす ぎず、政府基金による発明について契約機関に自動的に権 利の保有を認めるものではないとしてCAFC判決を支持 した。

バイドール法では、バイドール法の適用下にある特許権 について、基金を提供した政府系機関はライセンスを得る ことができる点が規定されている。大学等の契約機関に多 くの基金を提供している米国政府としては発明者と契約機 関との間の杜撰な譲渡契約によってバイドール法の適用か ら逃れられ、提供された基金が結果的に政府の手の届かな い第三者の特許権となってしまうことは避けたいと考える のは当然であり、現に、米国政府はスタンフォード大学を 支持するアミカスブリーフを提出している。本事件では、 事案の性質上、米国政府は形式的には訴訟外の第三者とし てのアミカスキュリエであるが、実質はスタンフォード大 学と同じ立場の訴訟当事者に近い存在であったと言うこと ができる。実際、判決の中では、「Stanfordとアミカスキュ リエの米国政府は……と主張している」と、両者が並べて 記載されている。米国政府のアミカスブリーフについて、 この事件の判決から得られる知見としては、米国政府とい えども、立場上、訴訟当事者に近い存在としてアミカスブ リーフを提出する場合は、その見解は支持されない場合も あるということだろうか65)。

⁶³⁾ 詳細には、「議会はソフトウェアが簡単にコピーできることは十分に理解している。実際に例えば著作権法に関するデジタルミレニアム法を立法 化しているがそれはソフトウェアのコピーが容易であることの弊害に対処するためである。特許法においてもこの問題に対応するために改正が 必要であるのならそれは司法によるのではなく立法府である議会が行うべきである。」という論理立てが訟務長官提出のアミカスブリーフと酷 似している (脚注49の Duffy, 542-543を参照。)。

⁶⁴⁾ Bd. of Trustees of Leland Stanford Junior Univ. v. Roche Molecular Sys., Inc., 131 S. Ct. 2188 (2011) .

⁶⁵⁾ なお、Stanford事件の他に米国政府の見解が支持されずCAFC判決が支持されたもう一つの事件 (Kappos v. Hyatt) は、USPTO長官が訴訟当 事者になっており訟務長官が代理人となっている事件である。

④ Myriad 事件 (2013) 66 — USPTO 実務よりも重要視され た米国政府のアミカスブリーフ

ここまで取り上げた事件には、意見の対立構造として 「CAFC vs米国政府 (USPTO支持)」という構図の事件が 多かったが、必ずしも米国政府内意見の対立がないという ことはない。USPTOの実務を米国政府が真っ向から否定 することも起こり得るのであり、「CAFC (USPTO支持) vs米国政府」という構図の事件もあるわけである。本稿の 冒頭にも記載したMyriad事件がまさに好例であるので、 以下、概観してみたい。

この事件は、自然に存在するDNAから切り離された DNA (以下「単離 DNA | という) や人工的に生成された DNA (以下「cDNA」という) が米国特許法101条で規定す る特許の適格性を有しているかが争われたものである。こ の特許法101条が規定する特許適格性67)について、過去 の判例によって、特許適格性を有しない、つまり特許対象 にはならないものは「自然法則、物理現象、抽象的アイデア」 であるとされた68)。そして、例えば、地球上で発見された 新しい鉱物や自然界で発見された新しい植物は特許の対象 ではないと判示されていた。つまり、過去の判例から、自 然に存在しているもの自体は特許にならないという判例法 ができていたわけだ。本事件では、単離DNAが自然に存 在しているものなのか否か、また、cDNAはどうなのか、 これが本事件の核心となっていた。従来30年近くに渡り、 USPTOは審査実務においてcDNAのみならず単離DNA の特許適格性も認めていた。CAFCも本事件の控訴審で USPTOの実務を肯定し、単離 DNA、cDNA ともに特許適 格性を有するとの判断を下していた。USPTOとCAFCと いういわば特許業界の2大スペシャリストが一致したわけ であるから、これはもはや疑いようのない状況のようにも 思える。しかし、ここに異論を挟んだのが、米国政府だっ たのである。控訴審に続き最高裁での審理においても米国 政府は「cDNAは自然に存在しないから特許適格性を有す るが、単離DNAは自然に存在するのだから特許適格性を 有さない」 旨のアミカスブリーフを提出し、ついには最高 裁もCAFC判決を破棄し、米国政府の立場に沿う判決を 下したのだった。

最高裁の判決文を読むと、結論のみならずその理屈も米 国政府の見解と非常に似ていることが分かる。しかし、主 要部分において米国政府のアミカスブリーフは引用されて いない。唯一、判決文の中で米国政府のアミカスブリーフ

が登場するのは、単離DNAの特許適格性に関する検討箇 所の最後の部分である。当該部分において、最高裁は、 USPTOが従来の審査実務で単離DNAの特許適格性を認 めてきたのだからそれは尊重すべきだという主張に対し て、「米国政府は、控訴審及び本審において、アミカスキュ リエとして、単離DNAは101条に規定する特許適格性を 有していないと論じており、さらに、特許庁の実務がある からといって、それが単離DNAの特許適格性を認める十 分な理由にはならないと主張している。これらの譲歩の主 張 (concessions) は、特許庁の判断に従うことに不利に働 く。|と述べ、(確立された判例法に基づいていなかった) USPTOの長年の実務よりも米国政府の意見を重視する姿 勢を明確にしている。

以上のとおり、訟務長官のアミカスブリーフは、サーシ オレイライブリーフのみならず本案ブリーフにおいても、 政府の意見を判決に反映させるツールとして絶大なる影響 力を有していると言える。

(4)アミカスキュリエ制度がもたらすその他の効果

(a) CAFC専属管轄に因る問題の解決ツール

CAFC専属管轄による問題の一つに多様な意見を反映で きなくなる点がある。通常の一般的な事件では、控訴審レ ベルでサーキット・スプリットが生じるために訴訟当事者 が各自の論を展開する際には、当該サーキットの先例とは 異なる立場の他のサーキットの控訴審判決を引用する等し て主張することができる。しかし、特許事件については CAFCの専属管轄であるためにこのような手法は取れな い。訴訟当事者は自ずと過去のCAFCの先例に縛られ、 それ以外の考え方については耳を塞がざるをえなくなるの である。勿論、これは判例の統一という点では優れている。 しかし、反面、控訴審レベルにおいて多様な意見が反映さ れないという欠点があり、これがCAFC専属管轄による 問題の一つであるとの指摘がある。この問題を解決する 一つのツールとして、アミカスキュリエ制度が機能してい るように思う。専属管轄であるが故の多様な意見の欠如と いう問題に対して、外部からのインプットを増やすことで CAFCの考えの視点を増やすことが一つの解決方法であ る⁷⁰⁾。実際、W.L. Gore & Associates, Inc. v. C.R. Bard, Inc.事件71)においては、一度CAFCは地裁判決支持の判 決を下しながら、大法廷による再審理請求時において提出

⁶⁶⁾ Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc., 133 S. Ct. 2107 (2013) .

⁶⁷⁾ 特許法101条には、「新規で有用なプロセス、機械、生産品又は組成物、あるいは、それらの新規で有用な改良を発明又は発見した者は、本法に 定める条件及び要件にしたがい特許を得ることができる。」と規定されている。

⁶⁸⁾ Diamond v. Chakrabarty 447 U.S. 303 (1980) .

⁶⁹⁾ 脚注48の泉、117頁を参照。

⁷⁰⁾ 脚注48の泉、125頁を参照。

⁷¹⁾ Bard Peripheral Vascular, Inc. v. W.L. Gore & Associates, Inc., 476 F. App'x 747 (Fed. Cir. 2012) .

されたアミカスブリーフに基づいて、先の判決を修正した 上で再発行し、アミカスブリーフで提示された新たな論点 について地裁に再考するよう差し戻している。第2節(4) で、アミカスキュリエ制度の「情報説」があることを紹介 したが、この第三者による情報の提供機能は、特に特許事 件において、CAFCが専属管轄であるがゆえに、殊更、意 義を持つと考えられる。



CAFC (筆者撮影)

(b) 特許業界の活性化

ここまでアミカスキュリエの中でも特に米国政府の代 表、訟務長官提出のものを中心に論じてきた。先述のとお り、主なアミカスキュリエには、他に、弁護士団体、大学 教授、産業界等が存在するが、彼らのアミカスブリーフの 支持率は先述のとおり米国政府のものと比べて低い。では、 アミカスブリーフは彼らにとって意味のないものなのであ ろうかというと決してそのようなことはない。裁判所の判 決に直接影響を与えることは限られているとしても、産業 界として意見表明することは先の [関係者説] にあるよう に裁判所にも関心があるところであるし、また、弁護士や 大学教授からは先の「情報説 | にあるように当事者からは 提供されない法理論や法的問題が提供され72)、それは判事 からも強く望まれているものである。また、大学教授は自 身が指導する学生の研究活動の一環としてアミカスブリー フを作成させることもあるようで、学生にとっては、アミ カスブリーフは生きた教材にもなり得るのである。これら 公衆の意見が裁判所に提供されることによって、判決に対 する公衆の納得感が高まると同時に、判決は社会の実態を 踏まえたより精度の高いものとなる。

また、副次的効果として、アミカスキュリエ制度によっ て訴訟参加する(できる)ことによって、特許事件に対す

る社会全体の関心が高まることも見逃してはならない。公 衆が自らの意見を裁判所の法解釈等に反映できるとなる と、常に特許事件は公衆の関心の的になる。アミカスキュ リエ制度がある種の架け橋となって、裁判所と弁護士、関 連業界、学術団体等とを結び、特許業界全体として新たな 問題に取り組み解決していく気運が生まれているように感 じる。アミカスブリーフ制度は、特許業界全体の活性化に も繋がっていると考えられるのである。

4. 日本版アミカスキュリエ制度の可能性

これまで米国における特許事件におけるアミカスキュリ エ制度の役割について見てきたが、最後に日本での導入の 可能性について簡単に触れておきたい。

日本には米国のアミカスキュリエ制度に当たるようなも のはない。特許関係では、無効審判等の当事者系審判の審 決取消訴訟において特許庁長官が裁判所の求めに応じて、 又は、裁判所の許可を得て意見を述べることができる(特 許法180条の2)が、侵害訴訟等その他の訴訟では認めら れていないし、何よりも広く公衆が裁判所に意見を述べる ような制度ではない。「そもそも日本は米国のような判例 法主義の国ではないのだから米国と同じ土俵で考えるべき ではない」というもっともな指摘は敢えて横に置いておい て、日本版アミカスキュリエ制度の可能性について考えて みたい。日本では必要ないのであろうか。筆者は日本にお いても特に特許事件において、このような制度があっても 良いのではないかと考えている。その理由は三つある。第 一に、日本の特許事件も米国と同様に控訴審レベルで知財 高裁の専属管轄になっていることである。第3節で、米国 においてCAFCの専属管轄であるが故の問題点の解決方 法としてアミカスブリーフが機能していることを指摘した が、同じような状況はまさに日本においても起こり得る。 日本版アミカスキュリエ制度ができれば、それによって提 出されるアミカスブリーフは、最高裁の上告受理の判断の 重要な資料となるであろうし、知財高裁への多様な情報の インプットという意味でも十分に意義深いものになろう。 第二に、知財高裁の専属管轄によって知財高裁判決の判例 としての重要性が増していることを挙げておきたい。日本 は米国のような判例法主義の国ではないため、理論的には 知財高裁の判決に判例としての拘束力はない。判決は、あ くまでも個別事件の紛争処理を目的とするものであり、米 国ほど判例の形成という意味合いは強くない。しかし、で ある。知財高裁は、「知的財産に関する事件についての裁 判の一層の充実及び迅速化を図る」73) ことを目的に設立さ

⁷²⁾ 大学教授は頻繁にアミカスブリーフで自身の論文を引用する。アミカスキュリエ制度を通して学術界で示した自身の見解を直接司法の場に届け ることができる。

⁷³⁾ 知的財産高等裁判所設置法1条

れたものであり、特に、大合議事件にあっては、「高裁レ ベルでの判例の統一を目的」として各部から選ばれた5名 の判事による審理が行われる74)。ゆえに、知財高裁の判決 は当事者以外の第三者の実務にも広く影響を与える。とこ ろが、現状、知財高裁の本案審理において公衆が意見を述 べることはできないし、また、知財高裁に控訴された事件 を大合議で審理するか否かでさえ、合議体の判断に任され (特許法182条の2等)、第三者からの意見を反映する仕組 みはない。知財高裁の判決、特に大合議判決は、判例の形 成という点で、当事者のみならず広く第三者に影響を及ぼ し得るのであるから、このような判決の形成過程において、 当事者以外からも広く意見を求めるスキームがあってもよ いのではないだろうか75)。第三に、日本版アミカスキュリ 工制度の導入へのニーズが高まりを見せていることが挙げ られる。日本弁理士会は、2011年度にアミカスブリーフ 委員会を立ち上げ、導入の是非について検討している 76)。 また、日本学術会議も2010年の報告書77)の中で日本版ア ミカスキュリエ制度の導入を要望している。このような特 許制度のユーザーからのニーズは導入の大きな後ろ盾にな るであろう。

もっとも、日本版アミカスキュリエ制度が導入されるこ とによって全てが良くなるというわけではない。仮に日本 版アミカスキュリエ制度が導入された場合の懸念事項の一 つとして、裁判所判事の負担増が挙げられる。米国では膨 大なアミカスブリーフの前裁きをロークラークが行ってい ることは先述のとおりである。米国のロークラークに相当 する者として、日本では専門委員や裁判所調査官が存在す るが、人数も職務権能もロークラーク程、充実したもので はないように感じる。将来、日本においても同様な制度を 導入するのであれば、裁判所に置かれた専門委員や裁判所 調査官を拡充する等、判事をサポートする人的支援体制の 強化が必要になるであろう。

5. おわりに

本稿では、米国におけるアミカスキュリエ制度やそれが 特許事件において果たす役割について論じてきた。特許事 件において、この制度は多くの人に利用され、特許法の発 展に多大なる影響を与えてきたことがご理解頂けたならば 幸甚である。筆者は、これまで米国において、裁判所判事、 弁護士、大学教授等、特許制度に携わる様々な立場の人々 に「特許事件でアミカスキュリエ制度は有用だと思うか? | と質問してきた。驚くべきことに彼らの答えは全て同じ

「Yes」だった。公衆が裁判所に対して意見を述べることに よって、判決の精度を高めると同時に公衆の納得感を醸成 する―このアミカスキュリエ制度の理念は現実に実現され ているように感じる。もっとも、法体系の異なる日本にお いて同様な制度を導入することは簡単ではないだろう。し かし、導入するにしてもしないにしても、まずは参考とな る米国の本制度の内容と状況を把握することが必要であ る。将来的に、本稿が、そのような特許事件におけるアミ カスキュリエ制度の理解の一助となれば幸いである。

なお、最後になったが、本稿をまとめるに当たり、多く の方々に参考資料の提供や助言を頂いた。特に、フォーダ ム大学ロースクールの Hugh Hansen 教授、木村剛大弁護士、 Immanuel Kim氏には、貴重な時間を割いてディスカッショ ンをして頂いたり、大変参考になる資料を提供して頂いた。 この場を借りて深く御礼申し上げたい。

Profile

加藤 範久(かとうのりひさ)

2003年4月 特許庁入庁(特許審査第一部自然資源)

2007年4月 審査官昇任

2008年7月 調整課企画調查班企画第二係長 2010年6月 総務課法規班法規係長、後に課長補佐 2011年10月 特許審査第一部アミューズメント 審査官 2012年7月より 米国フォーダム大学ロースクールに留学中

^{74) 「}知的財産高等裁判所飯村敏明所長インタビュー」 『特技懇』 No.267, 2012.11.13.

⁷⁵⁾ 現に、知財高裁の元所長である篠原勝美氏もインタビューの中で日本版アミカスキュリエ制度の導入について言及している。 http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/shinohara20060410.html (最終アクセス日:2013年10月1日)

⁷⁶⁾ アミカスブリーフ委員会「日本版アミカスブリーフ制度の実現に向けて| 『パテント』 第65巻 第3号, 2012.3.

⁷⁷⁾ 日本学術会議 科学者委員会知的財産検討分科会「科学者コミュニティから見た今後の知的財産権制度のあり方について | 2010.8.4.